

元禄2年に高鍋藩屏田村沖で難破した唐船について(上)

黒木國泰

On the Chinese Ship Wrecked Off the Coast of
Hedamura Village of the Takanabe Feudal Clan in 1689

Kuniyasu KUROKI

はじめに

折からの暴風雨のなか、元禄2年(1689)7月16日に高鍋藩屏田村（宮崎県児湯郡川南町平田）沖で広東高洲仕出し唐船が座礁、破船した。この難破唐船については、中村 賢氏がすでに紹介しているし、筆者もまた論じたことがある。⁽¹⁾

中村氏は、高鍋藩家老隈江五郎左衛門の「隈江家記」に掲載される貞享4年(1687)正月17日「長崎問屋五郎右衛門ヨリ唐船支配之儀申越候」一件、つまり漂着唐船に対する取扱方法をまとめた手当覚（中村氏はマニュアルという）史料を紹介し、それが確かに実行されているかを確かめるために「元禄二年万覚」（当時宮崎県立図書館所蔵）により、「対応マニュアル」と実態との比較という観点から本漂着唐船史料を紹介している。したがって、この難破唐船に視点をおいた論文ではない。また重要な事項について修正すべき点もあるので、ここに取り上げることにしたい。後に述べるが、実はこの万覚というタイトルがくせ者である。

なお、小稿で取り上げる史料は、宮崎県児湯郡高鍋町にある町立高鍋図書館所蔵の手書き原稿本である。「元禄二年高鍋藩屏田漂着唐船日記」と表題が付されている。内容から判断して藩庁記録であり、原本は高鍋藩秋月文書の一つである。しかし残念ながら町立高鍋図書館にも宮崎県立図書館にも、現時点では、その史料原本の存在が確認できない。のみならず、筆耕者の氏名も不明である。宮崎県立図書館収蔵の高鍋藩秋月文書は、1980年頃に秋月氏から宮崎県立図書館に寄贈または寄託されている。宮崎県立図書館は秋月文書の寄託文書については、すでに町立高鍋図書館に返還したという。(2009年9月岩切悦子先生教示)

ただ宮崎県立図書館には、元禄2年のものは無いが、一連の元禄16年のものがある。「宮崎県古公文書元禄十六年日記」なる印字題籠の付された史料である。これに鉛筆書きで修正が加えられており、「秋月文書元禄十六年万覚」と追記されている。内容から判断して月日を追っての日記ではなく、ある事項についてまとめて書かれた「万覚帳」だと鉛筆による手書き修正を誰かが行ったと思われる。内題はないので、人々この史料には題目が付されてはいなかったと考えられる。

上記の通り、この町立高鍋図書館所蔵の「元禄二年高鍋藩屏田漂着唐船日記」なる表題を与えられた原稿本の筆者も確定できない。また残念ながら元の史料と比較検討しえない。これらの作業は後日を期す事として、今はこの原稿本を使用させていただくことにしたい。内容は幸い中村氏が『元禄二年万覚』として紹介した史料と全く同じである。したがって、元来は県立図書館あるいは町立高鍋図書館が「日記」として表題を付したものと、中村氏などの学者が「万覚」に書き直しをしたと推察できる。前の「元禄十六年万覚」の筆跡も中村氏のものであろうか。いずれにせよ元禄2年と16年の一連の史料が、異なった運命をたどっているわけである。

小稿では、中村 賢氏ほかの漂着唐船研究における先学⁽²⁾に学び、かつ長崎学の泰斗・宮田 安先生の生前を懐かしく偲び感謝しながら先生の著書に学ばせて頂いた。もとより『華夷変態』『唐通事会所日録』等の長崎史料、『本藩実録』『拾遺本藩実録』『隈江家記』等の高鍋藩史料を参照した。

『拾遺本藩実録』は『本藩実録』の不備を補うため、慶応3年に横尾 敬が編纂したものである。つまり幕末の時期までは、典拠となる第一次資料が残されていたと考えられる。横尾は小稿で紹介した「日記」等を当然に参考して記述している。歴史編纂等によって、かえって貴重な文化財が消滅する危険性がある事を、歴史学に関わる一人として自戒したい。

ところで元禄2年という年は、西暦1689年である。台湾に拠って清朝と戦った鄭氏が、1683年に清朝に降伏し、環シナ海地域秩序が清朝を中心に再編成された時期のことである。したがって、この広東船の乗組員はすべて弁髪であった。

なお、句読点は黒木國泰の読みである。便宜上、見出しと段落頭に3桁のナンバーを付した。また、原稿本を紹介するに当たり、不明としてある箇所はそのままに□□で示した。

1 唐船難破に対する高鍋藩の対応

元禄二己巳年

101

○七月十五日夜ヨ同十七日未明迄、大風甚
雨之処ニ、十六日屏田沖ニ唐船漂流入、陸
ヨ一町程沖ニ乗スヘ候、大風大浪ニテ船
次第ニ打寄、破船ニテ、唐人六十程屏田陸ニ上
リ申候、小丸川洪水ニテ屏田古城下ノ通路
無之、十七日巳ノ刻、鳴野ヨリ萩原ヘ船渡
シ注進

102

○十六日未明ニ、所ノ者濱辺上之山ニ出候、人ハ
何船トモ不見分大船一艘、帆ヲ揚ケ参候、
暫時ノ間ニ一町程沖ニ乗スエ申候処ニ、大浪

二ツ来テ船ヲ打ハリ申候
船人共海ニ飛入ヲヨク軀ニ見エ候、(帆)ニ乗
タル者モ有之、大風甚雨ニテ分明ニ不見、
何船トモ難見分、海ニ入候者、陸ニ向テヲヨ
キ申候、帆ニ乗タル者ハ、帆ニ被卷包候様ニ
見候由、船破損ト見及候トモ、致様無之処ニ、
唐人二人屏田村ニ参候、依之早速高鍋ニ注進

7月16日の唐船の破船情報を高鍋藩庁に伝えるまでの事情について、101と102の2系統の記録を併記している。内容が重複しているが、101は唐船難破から高鍋に注進に至る概要をまとめている。102はその屏田から高鍋への注進文面そのものである。二つをまとめると、次のようにある。

15日からの暴風雨のなか、16日未明に屏田村の人々が沖に大船を発見した。大船は次第に打ち寄せられて座礁、破船した。帆に乗る人は巻包まれて溺死した。陸に泳ぎ着く者があった。上陸した「唐人」2人が屏田村に来たのではじめて唐人唐船だと分かった。

高鍋に注進しようとした。が、途次にある小丸川が洪水のため、翌17日巳刻（10時）頃にようやく鳴野の浜（川南町）から小丸川を渡り、高鍋町萩原の船着き場に着くことができた。

103

○十七日、唐船漂着/注進有之付、手塚刑
部左衛門、隈江五郎左衛門、黒水儀太夫、
千手次郎兵衛、被指越支配被仰付

104

○船大サ（カハラ 廿三尋程、長さ三十五六尋程、
廣さ七尋程内広、深さ四尋程：割注）

105

○石火矢拾武挺内（六丁 玉口大サ八寸マワリ
六丁 玉口大サ四寸マワリ：割注）

105

○帆柱 長サ（サは廿の誤りか：中村読みによる黒木）壹尋 大サ八尺マハリ

銅鉄四十七入 廣サ式寸五分
柱木何木トモ不知、カタキ木也

106

○弥帆柱拾六尋

107

○サンパン 天留（間カ）也 □□□□四枚帆程

108

○船頭 インコウ サイスウ チョメイ 殿侯 彩士 通詞克明（長崎ニ在宅六年）

六兵衛ト云也：割注)

109

○形躰 頭ハ四方ヲリ、真中ヲ式寸程剃リ残
シ髪ヲ三ツミニ長クミロロロ髪
先口結ル也、衣類ハ下ハロロリ
袴ノ如ケモノ着シ、上ニハ羽織
ノ如ケモノ着シ、胴古腰迄ボ
タシニテウガヒ、帶無シ、上官ハ絹、
下官ハモメンヲ着ル也
廣東高州此時属韃靼國、依之韃人
ノ形躰ヲ学ト云々、属韃四十余年
之由
其外、歩行・足輕大勢被遣候、龍雲寺海桃
和尚被遣候而、漢字ニテ筆談有之、何事モ
尙明申候

110

○唐人六十人余陸ニ上リ申ニ付、民家ニ入置
賄等申付口見張付置候由、有増内田彦四郎ヲ以
テ長崎御奉行ヘ御注進、江戸ヘモ御注進
御飛脚八月一日着、戸田山城守様ヘ被仰上

103-110 は高鍋藩庁の手当の内容と藩が得た知見を記す。唐船は大型で乗員も60人超、唐人の様子とくに弁髪の詳細な説明と40数年に及ぶ韃靼國満州族の支配下にあるためだという唐人の漢民族としての自己認識が伝えられている。

7月17日に唐船難破、唐人上陸の注進を受けて、家老の手塚刑部左衛門、奉行・隈江五郎左衛門、黒水儀太夫、千手次郎兵衛が現地に派遣された。

拾遺本藩実録によって補うと、7月17日、その日の内に藩庁は内田彦四郎を長崎奉行にお届け派遣。内田は23日に長崎から高鍋に帰着。一方、江戸にもお届け飛脚が出発。8月1日に老中戸田山城守忠昌に報告。また、次の7月19日にも唐人からの書簡書付を持って重ねての長崎・江戸への派遣。長崎へは坂田喜右エ門を派遣。坂田は8月1日に帰着している。

111

○十九日重々御注進トヨ江戸ヘ神代加平治、
長崎ヘ坂田喜右エ門被遣候、唐人書簡二通
云
廣東高州第一號船、船主彩士、在本港五月
廿一日、開駕往長崎貿易、於六月廿日見山

不知何所開頭向東駛（駛）數日無山、遇〔東〕風又向西北駛（駛）櫂、至七月十五日見山又不知何地、及十六早東北風大作湧（大）迫山不得頭開、本船慘遭打破、貨物隨風飄上山辺、本船原共七十八人內十五人被湧渰死、六十三人浮水上山求命、懇乞引至長崎沾恩万代

原裝貨物開報

シ ユ ス		
一 白 糖肆拾萬斤	一 八糸綬	五百端
一 蘇木陸萬斤	一 閃綬	壹百端
一 白鉛陸萬斤	一 各色綬	五百端
一 牛皮參百枚	一 丁香	壹千斤
一 各種藥材肆萬斤	一 冰片	肆拾斤
一 藤絲弐千斤	一 白紬	弐百端
一 冷飯頭參萬斤	一 圓眼	壹百箱
一 白 凡壹萬斤	一 絲線	五百斤
一 良羌壹萬斤	一 冰 糖	參萬斤

以上各貨隨風飄在上下山辺

廣東高州第一號船、船主彩士、在本港五月廿一日、開駕往長崎貿易、於六月廿日見山不知何處開頭向東駛（駛）數日無山、遇東風又向西北駛（駛）、七月十五日見山、又不知何地、及十六早東北風大作湧大不得開頭、本船打破、貨物隨風飄上山辺、本船原共柒拾八人內拾五人被渰死、實存六十三人無奈何浮水上山求命、懇乞引至長崎

元祿二年七月十七日

廣東高州船主彩士

右之趣江戸長崎へ被仰遣候、八月六日山城守様へ〔神代〕加平次罷出、御注進之趣、唐人書簡式通指上ル、同右〔戸田〕山城守様より御付紙御渡、早速加平次罷下ル

2通の書簡の初めのものに唐物商品名と数量が載っているので、1通目が長崎への書簡。2通目が江戸への書簡であろう。漂着に至った経緯等が記される。

本漂着船は広東省高州第1号船である。（船籍ではなく高州で荷積みし出航した2隻のうちの1号船の意）、船主は許（『華異変態』）彩士であること。僚船⁽³⁾と共に高州の港を5月21日に出航し、

長崎に向かったが、6月20日に陸地を見失い、東へ向かった。数日陸地を発見できず、東風にあい、また西北に向かって航行した。つまり、ここまででは舵を壊すことなく漂流していたわけではなかった。7月15日によくやく陸地を発見したけれど、どこの土地かは不明であった。16日朝に、強い東北風が起り、浅瀬に乗りあげて操舵不能となり、船が破損し積荷も流れてしまった。本船にはもと78人の乗員がいたが、うち15人が溺死し、残りの63人は上陸して助かった。長崎に護送して頂きたいと懇願している。

この船についての情報が、『華夷変態』卷16に、第一次回漕船団長崎入港の8月16日の日付で「秋月長門守領分漂着唐人共申口高州出し船日向に而破船仕候唐人共申口」として、同年8月14日「七拾六番泉州船之唐人共申口」の次に見える。この難破船は、もとより番立されてはいないものの、この前の番立唐船と計9通が併せて老中土屋相模守に9月2日に届けられたと付記されている。唐人から見た、やや詳しい記事があるので、引用したい。2カ所に分断されている。

A 拾五人即時溺死仕候、其内頭分之者は筆者役之唐人壹人、按針役之唐人壹人、客貳人其外は役者水手共に而御座候

B 扱又溺死唐人之尸骸は拾五人之内、ひろい上げ申候尸骸五人に而御座候、其内客唐人壹人相残し、四人は役者水手に而御座候を桶に入、鹽漬に被成、濱辺江先かりに御埋置被下候、定而已後は山中江も御葬り可被下候哉、其段は為私共難斗奉存候、然共只今通事を以申上候通、於尸骸に少も貪着無御座候間、則彼地に御埋被下候得ば、私共迄本願に奉存御事御座候

Aから、15人の溺死者の内訳は筆者役唐人1人、按針役唐人1人、客唐人2人、その他は役者水手11人であった。Bから、引き上げられた5人は客唐人1人、4人は水手である。5遺体は塩漬けにして浜辺に仮埋葬されている。その上で、彼らはこの5遺体について屏田の地に埋葬する事を願うと申出ている。

やはり、拾遺本藩実録の記すとおり、8月25日に屏田の山に埋葬したとすべきであろう。

積荷は東南アジア産染料の蘇木^{すおう}や唐船の底荷となる大量の白糖・冰糖等の砂糖、数種類の生糸・絹織物商品。さらには良姜ほかの薬材など、同時期の広東船の積荷記録と比べても多種かつ多量である⁽⁴⁾。

積み荷情報が詳細である一方、乗員についての情報が希薄である。ここには4名（1名王六官については長崎からの情報）のみの記載しかない。しかも長崎在宅6年の唐人が通事として乗船しているという危ない情報も入っている。にもかかわらず、乗員の氏名、年齢、宗教事項などの記載が無い。聴取したが、あえて記載しなかったのか。あるいは、この当時、人やキリスト教禁教問題よりも、抜け荷問題が幕府の関心事であったから聴取しなかったのだと解釈すべきか、後考を待つ。中村質氏は、隈江家記所掲の長崎問屋糸屋からの「マニュアル」に従って、聴取されなかつたとみる。⁽⁵⁾

記録が無いことを以て聴取をしていないといえるか。100年後の寛政13年正月飫肥漂着唐船2艘の事例では、彭際順船では氏名を記載するも、年齢無し。キリスト教事項の聞き取りがある。陳元順船では氏名・年齢がある。同時期同藩でも若干の違いがあるのは何故であろうか。⁽⁶⁾

○屏田村ニ唐人居所小屋掛、百姓源助屋敷
 ニ、六拾間カキヤノ長屋ニ、唐人六十三人入置、
 外カワ竹モカリロ一ツ明テ番所有、足輕式
 人、内ニ大番所有、物頭一人、中小姓一人、
 歩行二人、隔番ニ相勤之、唐人長屋番步行式
 人、裏門番足輕式人常々無出入、唐人ト日
 本人ト無出会い、唐人用之外他所ニ出シ不申
 候、唐人賄諸用聞・垣原市兵衛、萱嶋儀兵衛、
 賄人・一廣十兵衛、御料理人壱人、小番壱人
 付置、毎日大網ニ肴物取遣
 船主兄弟ハ百姓庄右エ門所ヲ居所トス

船主兄弟が百姓庄右衛門の家に居住とある。『華夷変態』卷16「秋月長門守領分漂着唐人共申口」に「船頭許彩士儀」とあり、許氏であることを知る。つまり船主は許彩士であり、殷侯はその兄弟の許殷侯^{インコウ}と理解しなければならない。許殷侯は副船主⁽⁷⁾か荷主であると考えられる。中村 賢氏が「船頭殷侯彩士は『華夷変態』によれば許彩士で（殷侯と称した）」101^ジとするのは、許氏兄弟のことを確認せずに1人と誤ったわけである。

こんな基本的なところで悩ましいのは、乗組員の唐人氏名がどこにも記載されていないからである。

高鍋藩は、屏田村の「百姓」源助の屋敷に60間の長屋を建てさせ、唐人63人（船主兄弟を除くと61人ではあるが）の居所としたこと。また船主兄弟は庄右衛門の屋敷に、高鍋藩の役人の賄い宿として、太郎兵衛、市兵衛、儀兵衛、十兵衛の4名が兼ね行うことを命じている。

○惣人数賄所百姓（姓）太郎兵衛所、市兵衛、儀兵衛、
 十兵衛兼役之

○惣人数ハ在々ニ宿挂
 都合人・手塚刑部左衛門、唐人荷物支配都合・
 頼江五郎左衛門、黒水義（儀）太夫、支配人・萱嶋太左
 衛門、内田九郎兵衛、稻倉忠左衛門、濱口□美
 ャ津^カ富田迄歩行六人、足輕壱拾式人、代官・
 千手次郎兵衛、下代惣庄屋相詰居ル

高鍋藩からの総人数賄所は百姓太郎兵衛の家であった。同じく市兵衛、儀兵衛、十兵衛が兼務している。家老クラスが居所とするから、太郎兵衛はそれなりの身分であったと思われる。

濱口□美^カ津^カ富田迄歩行六人とは、美^カ津^カから富田の浜までの浜に上がり唐荷物がないかを見

張る番人である。

今回の漂着唐船関係の総責任者は「都合人」の手塚刑部左衛門である。手塚は、1683年から家老。隈江五郎左衛門は、10年後の元禄6年（1693）7月に家老となる。（『高鍋町史』1987年）惣押に手塚刑部左衛門、御使者が隈江と黒水の両名である。

実質的には、隈江が本件全般を取り仕切っていたようにみえる。

115

○種政公モ屏田村ヘ御出被成、諸事被仰付、

御帰城也

116

○唐人荷物段々打上ヶ申候間、荷物紛失無之

様ニ諸方ノ口 ニ足軽番ヲ置、他郷カミ

人ヒトモ不入、濱辺ニハ日夜廻リ番致セ、目

付ヲ付、上リ荷物相改、唐人ヘ引渡申候、

唐人トモ請取、あらひすゝぎ、干こしらへ申

候、日本人モ少々手伝仕

第4代当主秋月種政公も現場に巡察、命令なさって高鍋に帰城という。その命令の内容は①打上唐人荷物が紛失しないように諸方の口ごとに足軽番を置く。②他郷から1人も入れないように浜辺に日夜廻り番をさせる。③目付を置いて上がり荷物を改めさせ、唐人に引き渡す。④唐人が受け取り、洗い濯ぎ、干し整える。⑤その際、日本人が少々手伝ってもよろしい。

117

○廿三日、江戸長崎ヘ御注進之趣、唐人共小

屋掛致召置候儀、溺死唐人五人流寄候段

御注進也、溺死塩漬ニ致置、長崎御奉行ヘ

御窺被成候処ニ、取置候様被仰渡候間、其所

ハ埋ミ（メ）印ニ松ヲ植置候、溺死之内ニ、ヲウ

ロククワント云学者、在之由

すでに7月17日に溺死唐人5人が打上られたので、塩漬けにしていることを江戸・長崎に「注進」した。その後の扱いについて長崎奉行に伺いを立てたところ、現地で埋葬し、松を植えるように命じられた。死者の中に王六官という学者がいたということ。それにしても、7月17日に出立した内田彦四郎が23日に長崎から帰着とは飛脚なみに早い。内田は、中小姓身分であった。ここで「ヲウロククワン」と記載しているからには、この時点で高鍋藩は唐人氏名を筆談によって入手していなかったとみるべきであろう。長崎からの情報としても、片仮名でヲウロククワンと記しているのは何故か。文書情報ならば王六官とあるべきだ。溺死者5人を埋葬した時期について、『拾遺本藩実録』は8月25日とする。25日という記録が残っていたと考えられる。しか

し石川正夫氏『高鍋藩史』(199ページ)は、長崎からの命令を受けてまもなく海桃和尚を導師として埋葬したと理解している。しかし残念ながら、前記『華夷変態』に記す如く、浜辺での仮埋葬が7月23日の2日後の7月25日にあり、のち、長崎での唐人達の意向を受けて8月25日に埋葬したとみるべきであろう。

118

○八月一日、坂田喜右エ門、長崎より帰ル、漂着船之唐人之義、本船破船ノ上ハ日本船ニ乗セ警護被指添、早々長崎ヘ可被相送候、荷物船具等ノ跡ル致送可然候、少々ノ船具モ不残被遣候由、御奉行ノ御指図也、唐船帆柱ハ沈ミ木ニテ候、又船ニ積候事モ不成物ニ候間、ウケノ付様又長崎ニテ唐人引渡様、惣而之義、長崎問屋糸屋五郎右衛門より委細喜右衛門ニ申越候、其上ニモ鹿児島又延岡ナトヨリ御送リノ様子、御聞合被成候

8月1日坂田喜右エ門が長崎から帰藩。

坂田喜右エ門が唐船回送に関して長崎問屋糸屋五郎右衛門から委細指示を受けているとのことである。この糸屋について高鍋藩御用日記等により編纂した『本藩実録』巻4補遺、貞享3年12月6日の条に、「長崎御用聞糸屋五郎右衛門へ被仰付三人フチ被下候、是迄之御用聞御免」とあり、貞享3年（1686年）に糸屋五郎右衛門が3人扶持での高鍋藩長崎問屋になっている。

坂田が受けた長崎奉行からの命令及び情報は、概略下記の通りである。

- 1 唐船が破船のため、唐人は日本船に乗せ、警護を厳重にして早々に長崎に送ること。
- 2 船荷、船具は後から送ってもよいが、すべて残らず長崎に届けること。
以上の2点は、長崎奉行からの命令である。
- 3 帆柱は沈木であり、船に積むことができない。ウキのつけ方、長崎での唐人の引渡しかた等、長崎回送に係るすべてのことについて、長崎問屋糸屋五郎右衛門から坂田喜右エ門に申し伝えられた。
- 4 [幕府、長崎奉行は、] 高鍋藩漂着唐船情報について、鹿児島藩、延岡藩などの高鍋藩の隣領からのお届けにより、お聞き合わせをしていること。

この4番目については、誤解を生みやすいので、旧稿を援用して詳しく述べたい。⁽⁸⁾

幕府長崎奉行は、漂着唐船関係情報を漂着地藩から入手する。のみならず、漂着地隣藩からも情報収集して照らし合わせる。これが「お聞き合わせ」である。さらには、回送情報についても、回送船団が通過する途次の各藩が幕府長崎奉行に報告する義務があった。

漂着地の藩が偽ることが不可能な管理システムができていたわけである。

したがって漂着地藩は、忙しいさなかに隣藩にも知らせる義務（隣藩為知）もあった。ときに、漂着地藩よりも隣藩からの報告が早く届く場合があり、漂着地藩の面目がつぶれる事態となつた。

ところが、この4番目について、中村 賢氏⁽⁹⁾が高鍋「藩ではさらに鹿児島・延岡両藩にも『御送リノ様子』を聞合わせてゐるので、高鍋藩としては近くはこれが初例なのであろう。」と、高鍋藩が鹿児島・延岡の両藩に回送方法を聞いた（あるいは聞くように命じた）と理解してゐる。これは誤解である。鹿児島藩には特別な回漕方法が許されている⁽¹⁰⁾し、延岡藩には近世を通して唐船の漂着がなかつた。長崎奉行には、そのことが分かっていたので、鹿児島藩・延岡藩に高鍋藩が教えを受けることはありえなかつた。ここでは長崎奉行が高鍋藩に対し、高鍋藩漂着唐船・唐人を長崎に回送するについての幕府の監視について、注意を喚起したことを短文で記しているわけである。

『拾遺本藩実録』によると、17日夜には、南隣の佐土原島津藩から高鍋藩への唐船関係情報収集の使者があつた。19日には延岡藩、飫肥・清武とともに飫肥藩からの飛脚が高鍋に來た。隣藩にも長崎、江戸への報告が義務づけられていたからである。⁽¹¹⁾

佐土原藩は、すでに7月18日に両長崎奉行に飛脚を出している。佐土原藩の長崎御用聞田中太兵衛を通して奉行に書簡が届けられ、23日付で長崎奉行からの返書が出されている。

この7月17日の佐土原藩からの使者について、佐土原藩サイドの史料を見ると（宮崎県立図書館『宮崎県史料第六卷佐土原藩島津家日記（二）』）、元禄2年7月17日に、

一 高鍋領平田⁽¹²⁾ 沖ニ而、唐船致破損候通風説有之付、為聞合町奉行ヨリ町人兩人高鍋江差越

とあり、漂着の翌日の17日に、唐船難破の風聞があつたので、町奉行が町人2人を情報収集のため、高鍋に派遣していることが記されている。さらに同日に、

一 右同断付、秋月長門守〔種政〕様江為御見廻御状、并御使者向井伝大夫被仰付、

今晚差越、但先刻為聞合参候町人、道ニ而參合相尋、弥実正ニ而有之候得者、可

差越由、被仰付之御状之写

猶以異国船於漂着者、委曲御返事被仰聞可被下候、以上

一筆致啓上候、然者御領内之海辺江、異国船致漂着候様、只今伝承候、必定ニ

而御座候ハ、可為御心遣と致推察候、御見舞旁不取敢如斯御座候、委曲使者

口上申含候、恐惶謹言

七月一七日

御名判

秋月長門守様人々御中

とあり、先刻派遣の町人からの情報で、唐船漂着の風聞が事実であると判明したので、17日の夕刻には、佐土原藩からの公式の使者が出された。その高鍋藩主宛書簡には、先ずはきっぱりと、異国船漂着の情報は詳細に通知されるべきであると述べている。異国船漂着の伝聞が真実であるならば、その旨を当藩にお知らせくださいるように御心遣いなされるべきであるとし、高鍋藩に対して情報を通知せよとの要求をしている。すなわち、異国船漂着については、漂着地当該藩に対して、隣藩が詳しい情報を取得する権利・義務をもつていたことが読みとれる。以下、同じく佐土原藩庁記録によって、8月5日までの高鍋藩とのやりとりを追っていきたい。

十八日

一高鍋江唐船破損候儀為聞合、夜前差越候町人罷帰候、唐船商壳船一艘、平田沖ニ而致破損候通申来候由、町奉行ヨリ月番渋谷宇右衛門江相達之

一高鍋御家老衆ヨリ御家老中迄、異国船破損付飛札到来之

一筆致啓上候、然者一昨十六日当領城下ヨリ式里程上之口、平田と申在所平浜ニ唐船一艘致漂着候、十五日之夜ヨリ甚風雨、故川洪水ニ而船之越も無之、注

進申来儀不叶、昨日已刻漸令承知候、湊無之所波あらく、陸ヨリ一町程沖ニ乗すへ、甚風雨大波、故段々船迄打寄せ致破損、船唐人六拾人余、陸江あかり申候、死人も十人余有之由、積荷船具并死骸浜江段々寄申候、風ニ隨御領内へも自然荷物船具死骸等流寄申儀、可有御座と存候付、御案内申入候、若御領内江寄候者、被仰聞可被下候、為其如斯御座候、恐惶謹言

七月十八日 渋（泥）谷次大夫

山田助之進

渋谷宇右衛門 様

樺山主馬 様

浅山治右衛門 様

翌18日には、高鍋藩の家老から佐土原藩の家老宛の書簡が届いている。15日の夜からの風雨がひどく、小丸川が洪水で渡河できないために、17日午前10時頃になって、ようやく情報を得たという。『拾遺本藩実録』が17日にはじめて昨日の事として漂着船について記しているのは、確かにその通りであったのだろう。いずれにせよ、高鍋藩は隣藩にたいして、隠しだしていないことを説明する必要があったと判断できる。さらには佐土原藩海浜にも積荷物・船具・死骸が流れ寄せることも想定されるので、その折には高鍋に連絡するように求めている。

一右返札之写

貴札致拝見候、然者一昨十六日御領内平田と申在所之平浜ニ、唐船壳艘致漂着候折節、甚風雨ニ而大浪、故陸ヨリ一町程沖江乗居、段々浜江打寄及破損、唐人六拾人余陸江あかり、死人も拾人余有之、積荷船具并死骸漸々浜ニ寄行來候、

此段洪水ニ付彼所江之通川無御座、漸昨日已刻被聞召届候由被仰聞、得其意驚入存候、依之右之荷物船具死骸等、自然當領之浜江漂來候ハ、可申入由、得其意存候、委細之御紙面式部〔久寿〕少輔江申聞候処、御取込之節、為御案内早々預示候段、入御念儀存候由被申候、御返答旁如斯御座候、恐惶謹言

七月十八日 浅山治右衛門

樺山主馬

渋谷宇右衛門

山田助之進 様

渋（泥）谷次太夫

この佐土原藩家老からの返書には、おうむ返しに事実を再確認した後に、藩主島津久寿に伝えたこと。高鍋藩が取り込み中にもかかわらず、漂着唐船情報を早々に届けたことにつき、お礼を述べ

ている。

さらに17日に高鍋に派遣した使者の向井伝大夫が、翌18日付の高鍋藩主・秋月氏から佐土原藩主・島津氏宛の返書を持ち帰っている。下記の通り。

一高鍋江為御使者差越候、向井伝大夫帰着、御報持参、御報之写

追而様子委細承届、重而自是可申入候、以上

御使札致拝見候、如仰一昨十六日、領内城下ヨリ弐里上之口、平田と申在所江、

唐船一艘漂着申候、然共去十五日之夜ヨリ、甚風雨大風ニ而小丸川洪水、船渡

無之、昨十七日已上刻、右之段平田ヨリ注進申来候、依之江戸長崎江も承懸注進申上候、尤大風大波ニ而唐船致破損、唐人六拾人余陸江上り申候、当分賄等申付召置候、右之趣早々御知せ可申入儀存候得共、御察之通取込及延引候、被入御念為御見廻、早速預御使札、別而忝存候、恐惶謹言

七月十八日 秋月長門守

嶋津式部少輔様御報

ここには、前の家老からの書簡にはない情報が見える。すなわち、高鍋藩が江戸・長崎へのお届けをしたこと。さらには、下線部の様に、高鍋藩は、漂着唐船の情報を早々に隣藩の佐土原藩に知らせなければならなかつたのに、取り込みのため延引してしまつたことを詫びている。

次に見えるとおり、この高鍋藩主の書簡を受けて、佐土原藩は隣藩であるにもかかわらず、唐船漂着について江戸に飛脚を出している。

一江戸江飛脚草葉左太右衛門・大塚加左衛門今晚発足、是高鍋御領平田沖ニ而異国船破損候儀被仰遣付、船中道中大急參候也

一一昨十六日大風洪水之儀、右飛脚同前ニ江戸江被仰遣之

高鍋からの公的情報を入手次第、その日の内に飛脚を出している。その際、大風洪水のために、高鍋からの情報入手が遅れたことを、併せて報告している。というのは、佐土原藩自身としても、江戸への報告が遅れたことの言い訳をしなければならなかつたからである。

同じく18日に、佐土原藩は長崎奉行への飛脚を出している。幸いなことに佐土原藩の長崎御用聞・田中太兵衛を通しての長崎奉行への書簡の写しが残されている。

一長崎御奉行宮城主殿〔和澄〕様川口源左衛門〔宗恒〕様江異國船破損付、御飛札被遣之、彼地御用聞・田中太兵衛江御家老中ヨリ書状被遣之、飛脚宮田市郎兵衛・成合平兵衛発足、右御状写

一筆致啓上候、然者一昨十六日、秋月長門守領平田と申所之平浜江、唐船壹艘致漂着候、折節風雨甚敷御座候而、大浪故彼唐船致破損候、唐人六拾人余陸江上り申候、其外死人も拾人余御座候、積荷物等船具并死骸漸々平田之浜江寄來候様子、可為商船之由伝承候、如何様長門守方ヨリ委曲可被申上候得共、右之段不取敢以飛札如斯御座候、恐惶謹言

七月十八日 御名判

宮城主殿 様⁽¹³⁾

川口源左衛門様人々御中

高鍋秋月氏から詳しい報告があろうけれど、とりいそぎ飛札により報告することである。その内容は①16日に高鍋藩に唐船が漂着したこと。②風雨甚だしいため唐人60余人が上陸し、死人も10人余あったこと。③積み荷・船具・死骸が平田浜に打ち寄せたこと。④難破唐船は商船であること、の4点である。

この佐土原からのお届けに対して、長崎奉行が7月23日付で返事を出し⁽¹⁴⁾、五日後の28日に佐土原に届いている。その返書の文中には、①佐土原藩からの7月18日付けの飛札が23日に届いたこと。②漂着唐船・唐人の概要の再確認。（ただし漂着日が欠けている）③高鍋藩からは、前日の22日に御届があったことを記している。

このように長崎奉行と漂着地の藩、及び複数の隣藩との相互の情報交換が、すみやかに行われていたのである。かくして長崎奉行は、漂着地当該藩からの御届情報を隣藩からの情報、回漕途次の各藩からの情報と照らし合わせて、嘘偽りが無いかを判断したものと推察できる。

のみならず、佐土原藩は本宗家の薩摩藩に知らせるだけでなく、さらに南隣の藩の飫肥藩にもお知らせをしている⁽¹⁵⁾。この芋蔓式の「隣藩お知らせ」ネットワークを加えると、高鍋藩に唐船が漂着したとの情報は、長崎奉行と江戸老中のほか、南は佐土原藩・飫肥藩・薩摩藩、大坂の西国郡代、延岡藩にまで伝わっているのである。

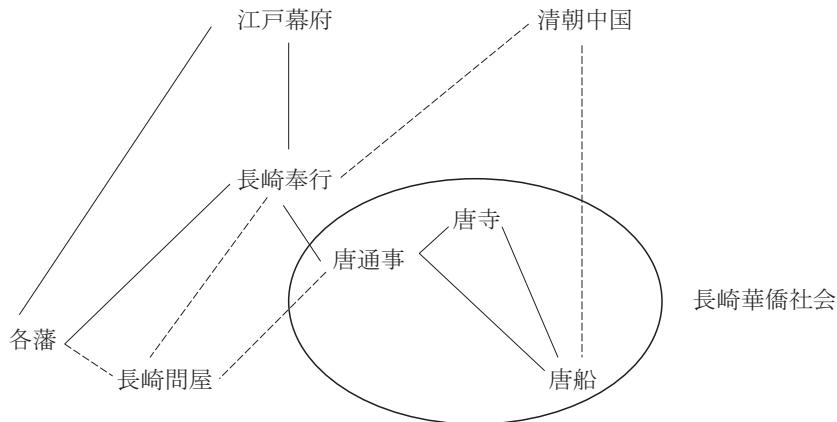


図1 長崎華僑社会と漂着唐船手当

また、佐土原藩領の海浜に、漂着唐船の浮荷物や唐人の死骸等が流れ着いていないかを郡奉行・御船奉行に命じて探索させている。18日から21日までの4日間かけて3名が海浜沿岸を探索した結果、死骸・積荷物ともに発見されなかったという⁽¹⁶⁾。

20日には、秋月藩主から佐土原藩主宛の次の書簡がみえる。

一秋月長門守様ヨリ御飛札到来之、并唐船破損付、積荷物等船主書記差出候由ニ而、右（左）之

写一通被遣之

御状之写

追而先日者、被入御念為御見舞、早々預御使「者別而忝存候已上：下書本」

一筆致啓上候、弥御堅固珍重存候、然者一昨十八日御返報申入候之通、私領内平田村江漂着唐船大波ニテ致破船、唐人六拾三人陸江上り、十五人溺死有之由、唐人申候、死骸老人寄申候、残十四人今朝迄者相見不申候、彼唐人国所・長崎商売之積荷等之書付、船主差出候間、写懸御目候、船者舳之方四五間程残、余者微塵碎申候、荷物乱船具等段々揚申候、上り候唐人者、平田村百姓之家明させ入置、無恙罷在「候、右：下書本」之段、江戸長崎江も注進申上候、長崎ヨリく之>御差図次第、諸事可申付「と：下書本」存候、恐惶謹言

七月廿日 秋月長門守

嶋津式部少輔様人々御中

ここでは新たな情報として、人数の確定がある。すなわち唐人63人が上陸し、15人が溺死したという。ただし20日朝現在では、死骸は一体打ち上げられたのみであること。また、唐人の国所・積荷等についての船主が記した書付けの写しを添付していること。三つめに唐船と唐人の現況。四つめに以上のことを、江戸・長崎にすでに届け出たこと。四つに長崎奉行からの指図にしたがって、長崎回送等の諸事を命じるつもりであることを述べている。佐土原藩が高鍋藩から提供された、漂着にいたる経緯と積荷についての唐人からの提出文書の写しは、次の通りである。

一破損船主彩士差出候書付写

広東高州第壹号船船主彩士、在本港五月廿一日開駕、往長崎貿易、於六月廿日見山不知何處開頭向東駛（駛）、數日無山遇東風、又向西北駛（駛）攏、至七月十五日見山又不知何地、及十六早東北風大作湧、大迫山不得頭開、本船慘遭打破、貨物隨風飄上山辺、本船原共七十八人内十五人被湧渰死、六十三人浮水上山求命、懇乞引至長崎、沾恩万代

原装貨物開報

一白糖肆拾万斤	一八糸綬五百端
一蘇木陸万斤	一閃綬壹百端
一白鉛陸万斤	一各色綬五百端
一牛皮參百領	一丁香（子）壹千斤
一各種藥材肆萬斤	一冰片肆拾斤
一藤糸弐千斤	一白調（紬）弐百端
一冷飯頭參万斤	一糸線五百斤
一円眼壹百箱	一白凡壹万斤
一冰糖參万斤	一良恙一万斤

以上各貨隨風飄在上下山辺、唐船之船主彩士自筆之写

この積荷の品目・数量情報は、高鍋藩の記録（7月17日 111）に照らして、ほぼ正確に佐土原藩に伝わっている事が知れる。

次に、高鍋藩からの書簡の事実を確認する御札の返書がある。ただし、唐船主書簡にある本船が広東高州船であること、積荷情報等の内容には触れていない。

一右御返札之写

猶以先日以使者御見廻申入候御礼、被仰聞御懇懃之至存候以上
貴札致拝見候、貴様愈御堅固之由珍重存候、然者一昨日御報被仰聞候通、
御領平田村江漂着之唐船大波ニ而致破損、唐人六十三人陸江上り、十五人溺死之者有之由、
唐人之死骸毫人寄來候而、残十四人今朝迄見得不申候、彼船主差出候国所并荷物之書付写、
被下令拝見候、且又破船舳の方四五間程残、余者微塵碎、荷物船具等段々上申候、唐人者平
田村百姓之家を明させ被入置、無恙罷在候由、右之趣江戸長崎江御注進被成候間、長崎ヨリ
之御差団次第、諸事可被仰付候由御尤存候、御繁多之節、委細預示、被入御念候段忝存
候、恐惶謹言

七月廿日 御名判

秋月長門守 様御報

さらに8月2日に高鍋藩の家老からの飛札があり、それに対して3日には佐土原藩からのお見舞いの飛札が出されているけれど、残念ながらその内容は記されない⁽¹⁷⁾。

4日には佐土原藩からの飛脚の還りの便で、高鍋藩から唐人・船具等を船で長崎に送ったとの報告を受けた。翌5日、御見舞いの飛札を遣わした。隣藩の佐土原藩としては、長崎護送船団が出発するまでは強い関心をもって頻繁に情報交換をしているけれど、出発した後には記録が見えない。したがって唐船・唐人が隣藩にいる間は、情報を入手しておく義務があったと理解しておきたい⁽¹⁸⁾。

長崎回送について、佐土原藩府記録には、4日に長崎出航とあるけれど、実は4日に平田から陸路で美々津に移動し乗船し、出航は翌日5日のことであった。翌日の6日には高鍋藩は回漕船団出航のことを老中にお届けしている。つまり唐船が漂着したとのお届けだけではなく、長崎への出航のお届けもしているわけである。長崎へ向けての回漕船団について、その後の回送途次の国送りの情報を、各藩が長崎奉行、老中宛にお届けしていたのであり、その船団出発の届けは通過途次の各藩にとっても大切な情報であった。

119

○八月一日、唐人荷物仕廻申付、荷物数三
百廿九俵櫃共ニ蘇木弐百七拾本、白鉛弐百九
拾三、目録相調、刑部左衛門、五郎左衛門、儀
太夫、二郎兵衛、其外長崎ヘ参候者共宿所ヘ
帰リ仕廻

120

○三日/晚右/人々屏田ヘ參、支配仕候、
目録成程念入申□□念入候、唐人荷物ニ日
本人封付候事惡敷由也

8月1日に確認された荷物が、長崎に報告され、かつ8月16日に大波渡で、にぎにぎしく受け渡しをされたのである。

3日の記事にあるとおり、唐人荷物に日本人が封印してはならないという。抜け荷との誤解を避けるためであろう。唐物についての厳重さを再確認しておきたい。

2 長崎回送船団の出航

ここでは8月4日に美々津を出航し、8月15日に長崎入港の直前の高ほこ嶋に到着するまでを見ていきたい。

201

○四日、唐人屏田村出足、美々津ヲ乗船、都合人・
刑部左衛門□□、引渡使者・[隈江] 五郎左衛門、儀太
夫屏田役人ト御尋之御用、次郎□□□、庄ヤ七
郎左衛門、荷物渡役・垣原市兵衛、萱嶋太左衛
門、内田九郎兵衛、上役五郎左衛門、儀太
夫也、唐人賄本メ萱嶋儀兵衛、賄人三人、
料理人壱人、小番壱人、警固泥谷貞右衛門
泥谷十郎兵衛、永田源藏、税田喜八、林藤
八、荒川平八、三隅徳兵衛、足輕小頭式人、
足輕五十三人、人足廿八人、又者拾八人
惣人数百式拾五人也

202

○荷方拾七端帆、唐人六十三人乗ル、帆幕日
覆木綿、御紋付、御船印ノ外ニ唐人乗船ト
紺地ニ白字ノ印ヲ立レ(テカ:黒木)、武具不飾、船頭日
高乗大夫、上乗千手二郎兵衛也、萱嶋儀兵衛、
恒原市兵衛、内田九郎兵衛、台所組五人、
足輕八人乗也

203

○警固船十式端式艘、弓拾六挺空穂共ニ矢箱
二荷、鉄砲三拾式挺、玉箱二荷、長柄式拾本、
棒四拾本、此外鍵飾□□、七端小早式艘、六
端壱艘、飛船壱艘、天間壱艘、以上八艘也

回送船団の構成は、荷方17端帆の船に唐人63人を乗せる。高鍋藩の船印の外に唐人乗船と紺地に白字の旗印を立てた。武具は飾らず。船頭は日高乗大夫、上乗千手二郎兵衛、萱嶋儀兵衛、恒原市

兵衛、内田九郎兵衛。台所組5人、足輕8人が乗船。

次に警固船12端帆2艘。弓16挺、空穂と共に矢箱2荷、鉄砲32挺、玉箱2荷、長柄20本。棒40本、此外鍵飾□□。小早の7端帆2艘、6端帆1艘。飛船1艘、天間1艘。以上、第一次回送船団は合計8艘である。

つまり17反帆に唐人63人を乗せるが、船頭上乗ほかの日本人が一緒に乗船しているわけである。難破船であったとはいえ、唐人と日本人とを厳格に分けるという考えが無かつたようである。

204

○唐人長崎^相送候、帆柱船糟^跡^相送候由、

江戸^御注進、山城守様^領内漂着之唐人

川口源左衛門、宮城主殿^、任指図長崎^被

送候由、得其意候由、御奉書出ル

4日のうちに、第1次の唐人送りの船団は屏田村を出発し、美々津に到着した。帆柱船糟は後から送る旨、江戸老中に御届けした。老中・戸田山城守忠昌から立山奉行宮城主殿と西奉行川口源左衛門の両長崎奉行の指図通りに回漕すべきことを命ぜられた。

205

○五日、唐人乗船、美々津出船、有馬左衛門

佐殿ヨリ兼ケ濱迄、使者箕浦源左衛門、嶋之浦

迄見送、小早三艘、引船拾艘、船手頭荒木藏

之助^送水菜不受、蒲江着泊

206

○六日、蒲江出船、毛利駿河守様蒲江番上野

平次兵衛引船六艘小早壱艘出ル、米澤^小

早壱艘、引船七艘、肝煎船五艘出ル、津留屋^

御使者古賀平助、斎藤甚左衛門ツルミ崎ニテ

塩向大嶋^取付申事難成候、依之両使被申

候^、塩時悪ク(大)嶋^御入候事成間敷候間、

此方ノ引舟ニ可かせ申候之由、被□□□本

船進兼候ニ付、右之引舟相頼申候、小早拾

三艘ニテ引□□□両使被申候^、大嶋^惡候、

今少先ニ志び浦可然由被申候、任其意志ビ

浦ニコギ入、泊、両使ニ五郎右衛門出合、

挨拶之

207

○七日、志び浦出航、古賀平助斎藤甚左衛門

引舟五拾艘程ニテ、臼杵堺迄見送被申候

5日に長崎へ向けて美々津を出航した。延岡藩有馬氏の水、食料提供の世話を受けず、蒲江に到着。この日は蒲江に泊まり、翌6日に出航。毛利家と高鍋藩は親しいため、蒲江ではよくお世話になっている。毛利氏の世話で、志び浦まで引き船で漕ぎ入れてもらう。

7日、臼杵藩の領海境まで毛利家に案内していただく。

208

○稲葉右京亮様御使者羽筑惣五郎関船三艘、
小早四艘、小舟拾八艘、水菜六艘、堺目迄見送、
家老村瀬忠左衛門、浦口/沖廣ハヘ迄出向、
使者高橋助太郎

臼杵藩の稲葉右京亮景通の世話を受けず、領海を通過。

209

○細川越中守様御使者有吉清助、須賀合右衛
門清助乗船十二端、鎗二本、鉄砲肩介一組立笠
壱本舟飾鉄炮拾丁弓五張、小早四艘鎧壱本ツ
ゝ鉄砲六丁ツゝ弓三張ツゝ、小早七艘、網船拾
艘、水肴菜五艘、佐賀関南堺^出向、酒肴送リ
被申候、何も不受

細川越中守綱利の世話を受けず、領海を通過。

210

○中川佐渡守様御使者岩佐伊右衛門、津留崎
川口^出向知行、堺^引舟出置候由
竹立着、泊

岡藩（竹田藩）の中川佐渡守久恒の世話になる。

211

○八日、竹立出船周防丸尾崎着、泊

212

○九日、丸尾崎出船、丸尾崎^本山^六り、
本山^長府^五り、長府^下関^二り、
左^豊前地もち、城有、早発明神山有、此
瀬戸両国/間、四五町程、赤間ヶ関、左^
内裏、右^下関、下関着、泊、大ホゾヘト

カカリ
云所ニ繫申候、番所ヘ為案内、泥谷貞右衛門指遣ス、番人井上半右衛門

213

○毛利甲斐守様御使者井上半右衛門引舟用意仕候由、近所ノ閑船除忙被申候

大ホソヘで繫留。山口の毛利藩が日本の船を回送船団に近寄らせない命令を下している。

214

○十日、逗留、小倉留守居二木勘右衛門、東条三郎兵衛カタシロ使トノ中野与市左衛門被參候、刑部左衛門出合、引舟水舟等用意仕置候、御通之節案内舟可指出之由被申候、

215

○赤間関番人・井上半右衛門所ヘ儀太夫參候、半右衛門被申候ハ、唐船送届之節ハ番船引舟出シ申事ニ候、是カ豊前ノ沖瀬有之候海、海事アヤマチ□□ニテ候、只今ハ瀬知セノ舟公儀ヨリ被仰付候、御上米皆済□之内ハ瀬見セ舟居可申候、夫迄ハ案内船ヲ出シ鼻ガ□□セ可申候間、ソレニ見アテ御乗候ハト被申候、又内裏カ□□内舟等出シ申候間、御出船之時知セ申様ニト中野与市左衛門被參被申候間、御出船之節ハ早ク被仰聞給候様ニト被申候

216

○十一日、毛利権三郎様御領伊崎ヘ船直シ繫被申候、泥谷十郎兵衛カタシロ以て、代官岡助太夫ニ案内申入候、助太夫使トノ伊崎庄ヤ來リ御用可被仰付候由也、井上半右衛門、今日見廻致申候、五郎左衛門、儀太夫面談仕候、大瀬戸御乗候ハ、豊前内裏カ馳走舟出シ可申候間、中野与市左衛門方ヘ知セ可申候、又小瀬戸御通候ハ、豊前之馳走舟ハ出申所無之候、小瀬戸ハ平生荷舟等ハ通シ不申候、関立ハ塩早ク候而も押切可申候、然共六ヶ敷所御よけ、大瀬戸可然哉ト被申候、□通ニ申談候得共、塩時も能成、大瀬戸迄廻リ候ハ

ハ、海路二里廻り申候、はや泊ニハ小瀬戸
カ直通ニ而候、案内者も小瀬戸可然由、又
□□代官も小瀬戸不苦候由申候付、小瀬戸
△乗掛申候、毛利權三郎様カ代官助太夫壱
艘庄ヤ壱艘引舟七艘左右ニ付參候、尤案内
者八郎左衛門飛船ニ乗、先ニ立申候、其近
所之引舟付隨ひ案内仕候而無異儀、赤間関
カ小早壱艘案内トゾ先達而乗申候
はや泊 着泊
小倉船奉行石井与次太夫カ使者引舟水舟用意
致置候、他領ニ御繫リ候間、致遠慮參上不
仕候由

伊崎で船の修理のために繫留。このとき伊崎庄屋が御用聞きにきている。後にも見えるとおり、各藩が回漕船団を接遇するについて、庄屋がこれを実質的に行っているように見える。

各藩が、自藩の「領内」領海をとおる唐船回送船団に対して、責任をもって安全に通過できるよう案内をし、不便のないようにお世話する義務を負っていたこと。藩おくりのシステムのなかでの藩相互間の過去の因縁により、世話を受けたり受けなかったりしている様子に留意したい。

217

○十二日 逗留、石井与次太夫閑乗引舟拾艘
水舟拾艘、閑壱艘小早三艘召列被參候、
儀太夫挨拶仕候、夜入永田源藏ヲ以与次太
夫ニ右之礼申述候、
十三日、与次太夫刑部左衛門船ニ見廻致申
候、領内御案内可仕候、水舟用意仕置候由、
下ノ関郡代手代渋谷善之蒸、宮崎平左衛門參
候、御□□之由、郡代上田伊兵衛、井上
半右衛門被參候、引舟水舟□□五郎左衛
門面談仕候而被申述候

218

○十三日 はや泊出船、郡代上田伝兵衛乗舟
壱艘案内□□出被申候、小倉船廿四艘ハ
小瀬戸を通し豊前領沖ニ乗出、相か嶋ノ前迄
見送被申候、石井与次太夫使ヲ以、領内是
迄之舟共引退申之由被申候

はや泊に逗留中に、小倉の船奉行・石井与次太夫が領内の船を除いて回漕船団との接触を避けさせようとした。

219

○十四日 平戸ノ前、たすけト云浦ニ塩繫リ、番人蟻浦 [戸右衛門] 方ヘ泥谷十郎兵衛ヲ以案内申断候、平戸ヘも被仰遣可被下候由、番人戸右衛門、庄屋与頭召列見廻被申候、御用承之由

220

○十五日 たすけ出船、平戸之船頭両人小早毛艘ニテ案内トヨ田平ノ沖迄案内被申候、高ほこト云嶋ニ着、泊

たすけ浦に潮繫りした。このときにも番所番人とともに庄屋がご用伺いに来ている。

小結にかえて

高鍋藩領屏田で唐船が難破した。その救助から長崎回漕への出発、そして8月15日のここまで長崎にまさに到着する直前までを見てきた。以下に年表にまとめて整理し、結語に代えたい。右に『拾遺本藩実録』の記事を掲載して比較しておく。

以下、回漕船団の長崎到着そして唐人・唐濡荷の長崎奉行への引渡し、第2次回漕船団についての記録が続く。この後半部分は「元禄2年に高鍋藩屏田村沖で難破した唐船について（下）」に掲載する予定である。

表1 高鍋藩屏田難破唐船長崎回漕年表

屏田漂着唐船日記	『拾遺本藩実録』卷1
7月15日～17日未明 大風、大雨	7月17日 昨16日平田浜1丁程沖ヘ唐船漂着破船、死人15人、陸へ上り候者63人、為支配手塚刑部左衛門、隈江五郎左衛門、黒水義（儀）太夫、番人梶仁之平、沢辺団右衛門、泥谷貞右衛門、篠原浅右衛門、森八内、馬渡新助、香月卯右衛門、唐船船頭彩士と申もの為筆談、海桃被遣
7月16日 屏田沖に唐船漂流、破船	○同夜小坂六郎左衛門も差越
7月17日 巳刻に高鍋に注進	○漂着船之儀ニ付佐土原より御使者來ル
○手塚刑部左衛門、隈江五郎左衛門、黒水儀太夫、千手次郎兵衛、高鍋から屏田村へ派遣	
○長崎奉行に内田彦四郎を派遣、江戸にも御届け飛脚を派遣（内田は23日に高鍋帰着、江戸老中にも8月1日に報告済み）	
7月19日 重ねて唐人書簡をもっての御届け。	

長崎へ坂田喜右エ門、江戸老中へも御届け。 坂田は8月1日に高鍋帰着。	19日 坂田喜右衛門長崎へ被遣 ○県、飫肥、清武より飛脚来ル 21日 山田助之進、小田藤兵衛為唐船見聞被遣 22日 伊倉唐人居處為見廻殿様御出馬
7月23日 長崎からの命令が内田彦四郎により伝わる。溺死唐人を現地に埋葬すること。目印に松を植えること。死者の中に王六官という学者があったこと。	26日 唐船之義首尾好御勤之為伊勢へ御代參 御立願此元比木初諸社へ御立願御名代被遣
8月1日 坂田喜右エ門が長崎から帰着。唐人、濡れ荷物の長崎回送の命令を受けた件。早速、高鍋藩では荷物目録を整え、手塚刑部左衛門、隈江五郎左衛門、黒水儀太夫、千手次郎兵衛長崎回送役の命令を出す。 ○福嶋から海士を呼び、海中の唐物沈み荷物を探索する。	8月朔日 坂田喜右エ門、長崎から帰る。
8月4日 第1次回送船団屏田村出発	8月5日 唐人乗船出船、唐船大帆柱其外船 かす積廻し唐船乱道具積船6艘
8月5日 美々津出航	8月6日 唐船出船御老中へ御届飛脚被差立
8月6日 蒲江出航、志び浦着船	
8月7日 志び浦出航、竹立着泊	
8月8日 竹立出航、丸尾崎着	
丸尾崎は宇部の東	
8月9日 丸尾崎出航、下関大ホソへ着、泊	
8月10日 下関大ホソへに逗留	8月10日 都合人・丸尾二郎左衛門らが屏田村を出立。 第2次回送船団が屏田村出立。
8月11日 伊崎に入港 小瀬戸を通り はや泊着、泊	
8月12日 はや泊に逗留	

8月13日 はや泊出航
小瀬戸を通り

相か嶋

8月14日 たすけ浦に繫留

8月15日 たすけ出船
田平沖まで平戸の船が案内
高ほこ嶋に着泊

8月16日 未明、高ほこ嶋から長崎糸屋に使者
派遣。糸屋太郎兵衛と手代の2人が高ほこ嶋
の高鍋船を來訪、相談。太郎兵衛が両長崎奉
行に対し、唐人回送船団の到着を報告、命令
を受ける。大波渡に着船の命令。着船後、直
ちに太郎兵衛は、両長崎奉行に高鍋藩を案内
した。

8月17日 唐人唐荷物を長崎問屋糸屋の斡旋に
より、唐通事立ち合の上で長崎奉行に引き渡
した。

○ところが、回送に要した費用を高鍋藩持ちに
すべきことを長崎奉行から強要される。
隈江、千手次郎兵衛陸路19日朝茂木出航、晚
さしき着。

8月24日 高鍋着。陸路5日間。

8月22日

唐人長崎へ引送相済付、家老中七郎兵衛へ御
酒御吸物被下
飛脚による17日の引渡情報が高鍋に伝わって
いたのであろう。

8月24日

隈江五郎左衛門初長崎ら罷帰

8月25日

唐人死骸五ヶ塩漬付平田高き所並埋被仰付、
引導海桃外ニ出家両人
長崎での唐人引渡が無事済んでからの埋葬で
あつた。

8月26日

堤友之丞唐人并荷物引渡相済付、御使者長
崎へ被遣

8月27日	唐人并同断付、梶仁之平江戸へ御使者として出立
8月28日	長崎送り帰船手塚刑部左衛門、黒水義（儀）太夫帰宅
9月11日	唐人之事付皆苦勞致候、気ほふし御茶屋而家老中并河野七郎兵衛、隈江五郎左衛門、黒水義（儀）太夫御振廻（舞）、昼前より差越、御茶御料理相済、船乗川吳座而御馳走、夜帰ル
11月29日	伊勢北野八幡御代参、唐船漂着之節御立願御成就之為、中元寺弥次右衛門差遣

註

- (1) 中村 賢「漂着唐船の長崎回送規定と実態一日向漂着船の場合一」『近世近代史論集』1990年8月。のち『近世対外交渉史論』（吉川弘文館、2000年）に転載。
- 黒木國泰「近世日向沿岸漂着唐船・琉球船と密貿易（1）」『宮崎女子短期大学紀要』第23号、1997年3月。「近世日向漂着唐船情報の伝達・管理システム」『宮崎女子短期大学紀要』第26号、2000年3月。
- (2) 中村 賢、劉序楓、松浦 章ほかの諸先学の業績。
- (3) 『華夷変態』によると、47人乗組の僚船2号船は、長崎に元禄2年巳6月28日に無事に入港し、62番に番付されている。その高州船の唐人共申口に、6月8日に高州を出航と述べている。
- (4) 中村 賢「漂着唐船の長崎回送規定と実態」『近世近代史論集』（吉川弘文館、1990）
- (5) 中村 前掲書。長崎問屋糸屋からの手当覚えに唐人名を記録するように記されていないし、本記録の実態としても、記載が見えない。したがって、唐人名を聴取しなかったとみる。
- (6) 寛政13年正月飫肥漂着唐船については別稿を用意する。
- (7) 元文6年佐土原漂着唐船の事例では、64人乗り組みであるが、副船主がいる。このサイズの船では、副船主と考えるべきか。
- (8) 漂着唐船関係情報に関する幕府・長崎奉行への伝達・管理システムについては、黒木國泰「近世日向漂着唐船情報の伝達・管理システム」（『宮崎女子短期大学紀要』第26号、2000年3月）に詳しい。
- (9) 中村前掲論文 102ページ。

- (10) 元文6年佐土原漂着唐船の事例では、難破とはいえ唐人の上陸、陸路をとつての長崎回漕がみえる。鹿児島藩に対しては漂着唐船への手当方法が緩やかになっている、と考える。
- (11) 「拾遺本藩実録」元禄2年7月17日、19日の条に、

昨十六日平田浜一丁程沖へ唐船漂着破船、死人十五人、陸へ上り候者六十三人、為支配手塚刑部左衛門・限江五郎左衛門・黒水義(儀)太夫、番人梶仁之平・沢辺団右衛門・泥谷貞右衛門・篠原浅右衛門・森八内・馬渡新助・香月卯右衛門、唐船船頭彩士と申もの為筆談海桃被遣○同夜小坂六郎左衛門も差越○漂着之義付、佐土原ヨリ御使者

来ル

(7月19日)

坂田喜左(右)衛門、長崎へ被遣あがた○県・飫肥・清武より飛脚来ル
とある。

- (12) 地名のヘダを屏田や平田とする漢字表記上のゆれがみえる。縄文期に起源をもつ地名の一つであろう。元禄国絵図日向国には、平田とある。

- (13) 『柳營補任』によると、元禄2年時点での長崎奉行は、山岡十兵衛である。(貞享4年2月16日から元禄7年11月14日まで) その前任者が宮城監物となっている。貞享3年11月4日までという。しかし実際には山岡ではなく宮城が『唐通事会所日録』にも出てくる。

川口摂津守源左衛門宗恒は、延宝8年にお目付から長崎奉行(西奉行)。元禄6年12月19日まで長崎奉行。当時、立山役所と西役所の2人の長崎奉行がいた。『唐通事会所日録』の元禄2年の条には両奉行として「宮城和澄・川口宗恒」と出てくる。この両名である。宮城が立山奉行である。したがって、『柳營補任』のこの時期の立山奉行についての記述に誤りがあるといえる。以下、小稿にも宮城奉行が屡々登場する。

- (14) 前掲『宮崎県史料第六卷佐土原藩鳩津家日記(二)』7月28日に

一長崎江差越候飛脚宮田市郎兵衛・成合平兵衛帰着、御報持参之、御報之写

去十八日之御飛札、今日到来致拝見候、然者秋月長門守殿領内平田と申所之平浜江唐船壹艘致漂着候、折節甚敷風雨=付、致破船唐人六拾人余陸江上候、其外死人も十人余御座候、積荷物舟具等并死骸、漸彼浜江寄來候様子、可為商船之由、被及聞召候旨承届候、如仰從長門守殿、昨日有增申來候、恐惶謹言

七月廿三日 宮城主殿 在判

川口源左衛門 在判

鳩津式部少輔様貴報

とある。

- (15) 前掲『宮崎県史料第六卷佐土原藩鳩津家日記(二)』元禄2年7月20日の条に
一鹿児島御家老中江、右破損船の儀付、殿様ヨリ御書被遣之、並御家老中ヨリ
も書状被進之飛脚

一伊東出雲守〔祐実〕様江右同断付、為御注進飛札被遣之、飛脚中鳩藏之助

- (16) 『宮崎県史料第6卷佐土原藩鳩津家日記』元禄2年7月18日の条

- (17) 前掲『宮崎県史料第六卷佐土原藩鳩津家日記（二）』元禄2年8月2日に、
一高鍋御家老中ヨリ、此方御家老中江飛札到来、則返事有之、右書状写（原書記録ナシ）
三日に、
一高鍋御家老中江、先月彼御領内平田浜ニ而、異国船令破損候付、則為御見舞、御老中ヨリ飛札
被遣之、飛脚前田助左衛門
とある。
- (18) 同前『宮崎県史料第六卷佐土原藩鳩津家日記（二）』元禄2年8月4日に、
一高鍋江昨晚差越候飛脚前田助左衛門帰着、先月於彼御方令破船候唐人并船具、今日船ニ而、長
崎之様〔ニ〕御送被成候由申来
同五日に、
一秋月長門守様江、先月彼御領内平田浜ニ而令破船候異国人并船具等、昨四日長崎之様ニ船ニ而
御送被成候由申来候付、為御見舞御飛札被遣之、飛脚南条蔵左衛門
一高鍋江差越候飛脚帰着、御報持參
とある。